

## 海外セールス商品カタログ掲載要項

### 1. 「海外セールス商品カタログ」概要

海外セールス商品カタログ（以下「当カタログ」という。）は、信金中央金庫（以下「信金中金」という。）が海外販路開拓を希望する信用金庫取引先をサポートするためのツールとして、信金中金が信用金庫取引先の商品を募集し英語で掲載するものです。当カタログを用いて、信金中金の国内外の職員が随時海外バイヤーに対して掲載商品の紹介を行っていきます。海外バイヤーから引合いがあった場合は、信金中金は、その旨と海外バイヤーの情報を取引信用金庫経由で信用金庫お取引先に連絡を行います。

#### 【信金中央金庫とは】

- ✓ 信用金庫の中央金融機関であり、信用金庫の業務を補完するための各種サービスを提供しています。
- ✓ 香港のほか、上海、バンコク、ニューヨーク、ロンドンに海外拠点を設け、信用金庫のお取引先中小企業の海外ビジネスを支援しています。

### 2. 当カタログの使用方法

信金中金が海外バイヤーに接触する際などに提供します。

### 3. 募集対象商品

信用金庫お取引先が製造する「食品」（食品全般：加工食品、清涼飲料、酒類等）および「日用品・雑貨」（家庭用品、雑貨、パーソナルケア（トイレットリー）用品、家庭用化学製品等）。

なお、価格が極端に高い商品など、信金中金が海外での販路開拓が困難であると判断する商品については掲載をお断りする場合があります。

※卸売業のお取引先は対象外となります。

### 4. 掲載可能商品数

1社3商品まで

### 5. 掲載料金

無料

### 6. 当カタログ掲載のメリット

国内外の信金中金の職員が各地の海外バイヤーへ当カタログの持込みを随時行い、掲載商品のPRを行います。

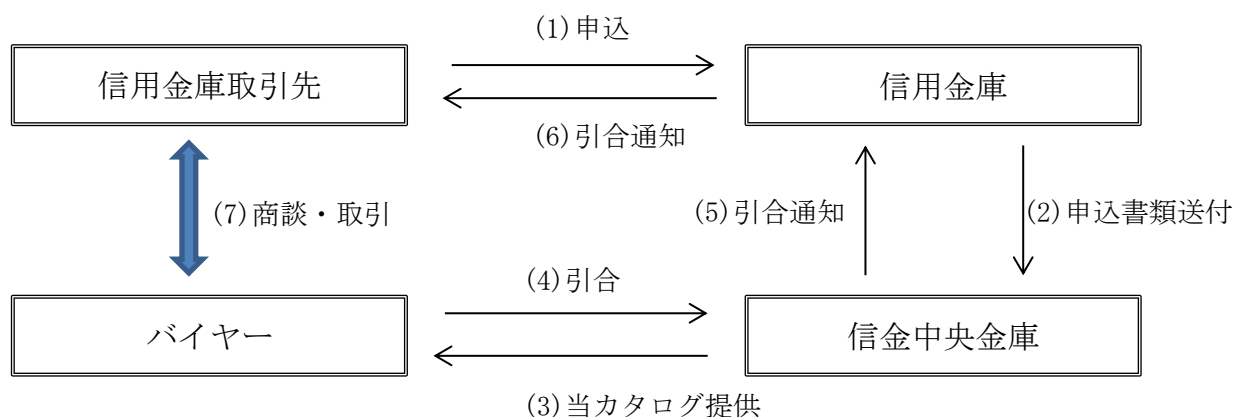
## 7. 申込方法

信用金庫取引先に別添 2 「海外セールス商品カタログ掲載申込書」、別添 3 「商品・企業紹介フォーム（食品用もしくは日用品用）」（1社3商品まで）の必要事項を記入いただき（別添 3 は英語\*で記入）、信金中金に提出します。提出方法については次のとおりです。

- (1) 別添 2 「海外セールス商品カタログ掲載申込書」：原本を取引信用金庫経由で信金中金にご送付ください。
- (2) 別添 3 「商品・企業紹介フォーム」：Excel ファイルを取引信用金庫経由で信金中金にご送付ください。

※自社での英文作成が困難な場合は、取引信用金庫を通じて信金中金にご相談ください。信金中金は翻訳会社の紹介等を行います。

## 8. 利用の流れ



## 9. 掲載期間

カタログ掲載期間は、申込から2年間とします。なお、2年間で海外バイヤーから引合いがあり、かつ信用金庫取引先から延長の希望があった場合は、さらに2年間掲載させていただきます。また、信用金庫取引先は、記載内容に変更があった場合およびカタログへの掲載終了を希望する場合には、取引信用金庫経由で信金中金宛ご連絡ください。

## 10. 留意事項

当カタログ利用に関する信用金庫お取引先（申込者）の主な留意事項は以下のとおりです。詳細は別添 2 「海外セールス商品カタログ掲載申込書」に記載の「海外セールス商品カタログ掲載に関する重要事項」をご確認ください。

- ・ 信金中金は、海外バイヤーに対して随時本商品カタログの提供を行いますが、申込者に対して海外バイヤーの紹介を保証するものではありません。また、海外バイヤーとの商談および取引が、海外バイヤーの都合または天災等の不可抗力等により、中止または延期になった場合においても、信金中金は一切の責任を負わず、

かかる事態により申込者に発生した損害または追加費用につき、信金中金は一切負担しません。

- ・ 申込者が当カタログ利用のために信金中金に対して開示した情報につき、申込者は、信金中金が当該情報を、取引信用金庫、海外バイヤーに対して、本サービスの実施に必要な範囲で開示することを承諾します。
- ・ 信金中金が海外バイヤーに対して開示した情報の当該海外バイヤーによる利用および他の第三者に対する開示について、信金中金は一切関知せず、かかる情報の利用または開示により申込者に発生した損害または追加費用につき、信金中金は一切の責任を負いません。
- ・ 海外バイヤーとの連絡、商談または取引の実施は、申込者の判断と責任のもとで自ら行うこととし、かかる商談または取引の実施により、または実施しないことにより申込者に発生した損害または追加費用につき、信金中金は一切の責任を負いません。
- ・ 当カタログ利用に関して申込者に発生した工業所有権の侵害等のいかなる損害および追加費用は、申込者がこれを負担し、信金中金は一切の責任を負いません。
- ・ 当カタログ利用に関し第三者との紛争等が生じた場合、申込者は自己の責任と費用負担により、これを解決しまたは第三者に対しその損害を賠償するものとし、信金中金は一切の責任を負いません。

以 上

【本件のお申込み・お問い合わせ先】



大阪信用金庫 国際証券部 外国為替課  
〒543-8666  
大阪市天王寺区玉造本町 5 - 3  
TEL : 06-6772-1513 FAX : 06-6772-1519  
URL : <http://www.osaka-shinkin.co.jp>



信金中央金庫

SCB

信金中央金庫 海外業務推進部  
〒103-0028  
東京都中央区八重洲 1 - 3 - 7